

1 処分を受けた税理士

氏 名： 米山 勉

登録番号： 第46654号

2 処分の内容

令和2年1月17日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の前代表者から債権放棄を受けたことにより生じた債務免除益について、同社の所得金額を圧縮するため、同社の前代表者の関与税理士とも相談し、債権放棄額を減額し、同社の債務免除益を減少させることによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。